

国家戦略特区支援利子補給金制度の概要

国家戦略特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた特定事業を行う中小・ベンチャー企業等が、国の指定を受けた金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で利子補給金を支給するものです。
これにより、事業資金を低利で借り入れることができるため、区域計画の実現に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。

(1) 国の指定を受けることが可能な金融機関

- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
- ⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
- ⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

(2) 利子補給金の支給対象となる事業

産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成に資する医療分野、国際分野、農林水産分野等の事業

(3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間（利子補給率:0.7%以内）

(4) 制度の流れ

